

5 国民健康保険税率の改正へ

被保険者の負担感に配慮した対応を行う方針

1 概要

令和2年8月27日に市の国民健康保険税率のあり方について、「磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（会長 杉山三七男 静岡産業大学教授）」に対して市長から諮問し、令和3年8月20日に会長から市長へ答申がありました。

今後は、段階的に受益者負担で賄うようにしつつ、被保険者の負担感に配慮した対応を行った上で財政運営の適正化を図っていく方針です。

2 市長から協議会への諮問内容(概要)

全国的に国保会計の歳入不足を一般会計からの繰入金（法定外繰入金）に依存する体質の解消が必要なことや保険料水準の統一が推進されていることから、以下の2点について諮問しました。

- (1) 被保険者にとって過度な負担増とならないように配慮をした、段階的かつ中長期的な税率の改正計画及び改正方法について
- (2) 令和4年度の税率案について

3 協議会から市長への答申内容(概要)

将来にわたり制度を守り続けるため、静岡県国民健康保険運営方針や国の動向を踏まえ、被保険者の負担感に配慮した段階的な税率改正及び賦課方式の見直しを行う必要がある。

- (1) 令和4年度から2年ごと4回の改正により、当面の歳入不足額（約7億円・被保険者一人当たり平均約2万円）を解消する計画を基本とすること
- (2) 令和4年度の税率案は、県が示す標準保険料率に対して段階的に近づけることが妥当（被保険者一人当たり平均では約5,000円の引き上げとなる）
- (3) 資産割は段階的に縮小していくことが適当

※上記のほか、コロナ禍の経済状況の考慮、子育て世帯への支援拡充、医療費の適正化、収納率の維持・向上など、8項目の附帯意見がありました

4 市の改正方針(案)

- (1) 静岡県の国保運営方針、国の動向（保険料水準の統一や法定外繰入の解消の推進）、県内他市町との格差などから税率改正は必須で答申内容を尊重。
- (2) 答申の附帯意見を考慮し、令和10年度までを見据えて、令和4年度の税率案は被保険者にとって一定程度緩和（抑制）する方針。

※資産割の廃止に向けた賦課方式の見直しも行うため、国保加入世帯のうち約4分の1の世帯は税額が引き下げとなる見込み

5 今後の予定

11月に条例改正案（令和4年4月1日施行）を議会定例会へ上程予定